

## ■減資とは

- 減資とは、お預かりしている出資金の一部を、減額することです。
- ・全額返金をすると脱退になるため、減資する時には少なくとも500円/1口は残してください。
- ・原則、12月31日までに申請をし、翌年3月31日に指定口座への振込にて、減資します。

## ■手続きに必要な物

●:手続きに必ず必要な物 / ○:状況に応じて必要な物

_	本人申請時	代理人申請時
減資申請書	•	•
組合員証(通帳) ※1	•	•
身分証明書(本人分) *2	•	•
身分証明書(代理人分)*2	_	•
「委任状」兼「受取書」※3	_	0

※1:組合員証(通帳)

- ・組合員証(通帳)無しでの減資は出来ません。
- 組合員証(通帳)を紛失している場合、まずは組合員証再発行申請をしてください。組合員証再発行手続きの詳細は、P25を参照ください。

※2:身分証明書

- ・運転免許証(運転経歴証明書)・住民基本台帳・旅券(パスポート)・障害者手帳・マイナンバーカードなど、氏名・生年月日・住所の確認できる物のコピーを指します。運転免許書は、住所変更等で裏面記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。
- 経理課窓口で手続きをする場合は、経理課にてコピーが可能です。

※3:委任状

- ・代理人申請による、現金返金手続き時のみ必要です。代理人申請時でも、組合員本人の口座への振込返金の場合は不要です。
- ・記入例はP22を参照ください。

## ■手続き方法

- ①「減資申請書」に記入してください。
- ②上記の手続きに必要な物を添えて、経理課まで提出してください。

## ■手続き時の注意点

①申請書記入方法

- ・右図 A:本人申請時は、組合員欄だけでなく申請者欄にも、必ず自署で記入してください。代理人申請時は、申請者欄に、代理人氏名・組合員との続柄・住所・電話番号を記入してください。
- ・右図 B:組合員証欄には、「組合員カード」ではなく「組合員証(通帳)」 の有無を記入してください。

②返金方法

・右図 C: 年度末減資は、経理課の処理件数が多い為、原則、指定口座への振込返金にご協力ください。

③減資額

右図D: 少なくとも500円/1口は残してください。

4受付者実施事項

- ・右図E: 必ず、減資申請書の法人処理欄に記入をしてください。受付欄にて事業所を選択した場合には、事業所名を記入してください。減資をして、出資金振替手続きをする場合には、返金方法欄の振替欄に✔を入れ、振替先組合員のID や氏名を記入してください。
- 右図 F: 受付者欄に受理をした職員名を記入してください。